

川崎市みどりの事業所推進協議会会則

(目的)

第1条 本会は、川崎市みどりの事業所の推進に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき、川崎市と要綱第2条第2号に定義する事業者（以下「事業者」という。）との連絡を密にして事業所におけるみどりの推進を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この会則で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(名称)

第3条 本会は、川崎市みどりの事業所推進協議会と称し、事務局を川崎市建設緑政局グリーンコミュニティ推進室内に置く。

(構成)

第4条 本会は、川崎市及び事業者をもって構成する。

(入会及び退会)

第5条 本会へ入会する事業者は、会長あて「入会届」を提出するものとする。また、本会の退会にあたっては、「退会届」を提出するものとする。

2 会長は、前項の提出があったときは、その内容について確認し、受理するものとする。

(推進事項)

第6条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を積極的に推進するものとする。

- (1) 事業所におけるみどりの推進を図るための研修会、講演会、広報等に関すること。
- (2) 緑化地などの維持管理に関すること。
- (3) その他みどりの事業所の推進に関し必要な事項

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-----|---|---|-----|----|----|
| (1) | 会 | 長 | 1名 | | |
| (2) | 副 | 会 | 長 | 1名 | |
| (3) | 幹 | 事 | 若干名 | | |
| (4) | 会 | 計 | 1名 | | |
| (5) | 会 | 計 | 監 | 査 | 2名 |

2 役員は総会において選任する。

3 会長および副会長は、幹事に選任されたもののうちから互選する。

(職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。

4 会計は、会費の徴収、寄付金の収納及び諸経費の収支等の管理にあたる。

5 会計監査は、会の会計を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回これを開催しなければならない。

2 臨時総会は、幹事会において必要と認めたとき、会長がこれを招集する。

3 総会において付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 収支予算および決算の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他会長が必要と認める事項

(成立)

第12条 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし、欠席会員は書面により表決権の行使を委任することができる。

(議決)

第13条 総会の議事は、出席表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

(幹事会)

第14条 幹事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 幹事会の審議決定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他会務執行上必要な事項

(議長)

第15条 総会および幹事会の議長は、会長とする。

(運営費)

第16条 本会に要する運営費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額10,000円とする。ただし、10月1日以降の新規加入については当該年度に限り半額とする。

3 会費の納入は、毎年7月末日までとし、新規加入の場合は、入会時に納入するものとする。

4 退会の場合には納入会費の返還は行わない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

(施行期日)

この会則は昭和47年10月18日より施行する。

この会則は昭和50年4月1日より施行する。

この会則は昭和55年4月1日より施行する。

この会則は昭和57年4月1日より施行する。

この会則は平成5年4月1日より施行する。

この会則は平成9年4月1日より施行する。

この会則は平成17年4月15日より施行する。

この会則は平成22年4月1日より施行する。

この会則は平成26年4月1日より施行する。

この会則は令和4年4月1日より施行する。

この会則は令和7年4月1日より施行する。

(経過措置)

この会則の施行の日前に、すでに会員となっていた事業所については、第5条第1項に規定する入会届の提出がなされていたものとみなす。